

## 「青年期の発達障害者に対する「居場所づくり」モデル事業」 仕様書

### 1 業務の名称

青年期の発達障害者に対する「居場所づくり」モデル事業

### 2 目的

義務教育終了により、集団での経験や他者との関わり方を学ぶ機会が減少し、コミュニケーションが苦手などの特性により他者とのつながりが希薄化するなどの課題がある高校生等の青年期世代の発達障害者に対し、仲間との関わりの中で学びを得られる「居場所づくり」をモデル実施し、成果の発信を行う。

### 3 委託期間

令和5年5月1日（月）から令和6年3月31日（日）

### 4 業務内容

高校生等の青年期世代の発達障害者が、一定期間同じ仲間と様々な取組を通じて関わる中で学びを得られる居場所を開設する。

#### (1) 開設日数

年40日以上 ※定期開設を基本とするが、一部長期休暇等を活用した集中開設も可。

#### (2) 参加対象者

県内に在住する発達障害により周囲とのつながりが希薄となりがちな高校生等の青年期世代の者で、「居場所」の取組趣旨を理解しグループ活動を希望する者（発達障害の診断の有無は問わない。）

#### (3) 定員

5～10名程度

#### (4) 要件等

- ①参加者は、原則年間を通して固定とすること。
- ②1日あたり連続して1時間以上居場所を開設すること。
- ③参加者が居場所を利用した際の利用料は無料とすること。ただし、参加者から負担を求めることが適当であるもの（実費相当額）は、参加者の負担とする。（居場所へ参加するための交通費は参加者負担とする。）
- ④居場所開設日数（年40日以上）のうち概ね20日は、取組テーマ（複数可）を定め実施すること。  
[取組テーマの例] ダンス、体操、楽器演奏、料理、小旅行、進路検討など
- ⑤居場所開設時は、発達障害児者支援の実務経験があり、十分な支援スキルの有する者を最低2名配置すること。なお、人員は本仕様書に定める業務の遂行に支障のない限り、他の事業に従事することができる。この際、本事業への従事割合を乗じて兼業者の人件費を見積もるものとし、委託期間を通じて計画時に示した従事割合を確保しなければならない。
- ⑥途中経過について報告を求めることがある。
- ⑦居場所開設の効果検証のため、定期的に参加者アンケートを実施すること。また、このアンケート結果を含めた実績について取りまとめ、事業終了までに提出すること。
- ⑧取組の成果発信については、事業終了後も協力を依頼することがある。

### 5 経理に係る留意事項

- (1) 対象経費は、他の経費と明確に区分して経理すること。
- (2) 要した経費は、通帳や領収書等で確認できるようにすること。
- (3) 専用の会計帳簿を備え、経費の使途を明らかにすること。